

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	6-1
処分の種類	美容師の業務停止命令			
根拠法令条例等・条項	美容師法第10条第2項			
処分の概要	衛生上必要な措置をとらずに営業している等の場合に、美容師の業務停止を命ずるもの			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等において、言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 第10条 2 都道府県知事は、美容師が第7条若しくは第8条の規定に違反したとき、又は美容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。</p> <p><第7条の規定> 第7条 美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。</p> <p><第8条の規定> 第八条 美容師は、美容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと。 二 皮ふに接する布片を客一人ごとに取り替え、皮ふに接する器具を客一人ごとに消毒すること。 三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置</p>			
基準の制定根拠	—			